

鳥獣被害防止総合対策交付金における財務省からの指摘を踏まえた指導等の
徹底について

6 農振第 2954 号
令和 7 年 4 月 1 日
農林水産省農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農林水産省農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長 から 北海道農政部長
各地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } あて

鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「交付金」という。）については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）等に基づき、適正な執行を求めています。

こうした中、令和 6 年度に財務省が行った予算執行調査において、現行の交付金による鳥獣被害対策では鳥獣被害の減少につながっておらず、単なる捕獲や侵入防止柵の設置の実施のみとどまっている市町村が多いとして、

- ① 効果的な捕獲のための P D C A サイクルの取組を実施すること
- ② 国が正しい侵入防止柵の設置・維持管理方法等を示した上で、適切な設置・維持管理を実施すること
- ③ 地域の営農の将来像に沿った適切な規模の侵入防止柵の整備とすること
- ④ 国が生息環境管理の正しい方法・頻度等を示した上で、適切な生息環境管理を実施すること

との指摘を受けたところです。

これを受け、今般、要領、「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9427 号農林水産省生産局長通知。以下「配分基準通知」という。）及び「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）の一部改正等が行われたところであり、要領等に基づき、より効果的・効率的な対策が実施されるよう、下記事項を踏まえて適切に対応いたします。

記

第1 チェックシートを活用した効果的な鳥獣被害対策の着実な実施について

1 改正後の要領において、鳥獣被害防止総合支援事業（要領別記1）、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（要領別記4）及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（要領別記9）の実施に当たり、捕獲、侵入防止柵の整備・維持管理及び生息環境管理において必要な取組項目をまとめたチェックシートの活用を旨として、次の内容が盛り込まれたことから、チェックシートを活用し、効果的な対策が着実に行われるよう対応願います。

- ・ 必要な取組項目をまとめたチェックシートの導入（事業実施計画及び事業実施状況報告に併せて提出）
- ・ 事業実施状況報告に際して、取組が実施されていない場合の指導
- ・ 事業評価に際して、目標の達成状況が低調である場合の、現地調査を含めた重点的な確認
- ・ 取組が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえた指導や支援

2 チェックシートの記載に係る留意事項等について

1のチェックシートの記載に当たっては、別記を参照することとし、本内容の周知を図ってください。併せて、農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」において参考となる情報を順次掲載するので適宜確認してください。

また、柵の設置時など、現場指導に当たっても、これらの資料を活用してください。

3 交付金の配分基準通知の見直し（チェックシート関係）

改正後の配分基準通知においては、1により繰り返し指導や支援を受けてもなお正当な理由なく改善が見込まれない場合は、事業実施主体の要望額を減じるよう見直しが行われたところであり、効果的な対策が着実に行われるよう市町村等に対し支援や指導を行うものとし、その上で、適切に要望額を報告してください。

第2 侵入防止柵の点検活動の強化について

第1の1のチェックシートは、事業を申請する場合に提出等を行うものですが、要綱及び要領の規定により、本事業で整備した施設は常に良好な状態で管理するとされています。このため、事業の申請を行わない場合であっても、今後事業の申請を行う際には、チェックシートの取組状況について確認されることから、耐用年数期間内の柵については、チェックシートを活用して、柵の点検等を計画的に実施してください。

その際には、例えば鳥獣被害が前年より増加している集落の柵を優先し、重点的に点検するなど効率的に実施するよう工夫し、今後2年程度の間に、集中的に柵の点検活動を実施願います。

第3 地域計画との整合性を図ることについて

1 配分基準通知の見直し（地域計画関係）

地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）との整合性を図る観点から、改正後の配分基準通知では、地域計画の区域内の農地が、整備事業では、事業実施予定の受益地区ごとに含まれている場合、推進事業では、裨益する農地の中に含まれている場合には、ポイントを加算することとしたところであり、地域の営農の将来像に沿った適正な規模の柵整備及び対策を推進するよう対応願います。

2 費用対効果分析通知の見直し

改正後の費用対効果分析通知では、柵整備に係る費用対効果分析の実施に当たっては、営農の継続が見込まれる農地を囲うような計画となっているか等を確認することとしたところであり、これを踏まえて適切に費用対効果分析を実施してください。

なお、柵の整備計画策定の際、個々のほ場を囲うのではなく、広域柵とすることで、効率的な柵整備・管理を行い、集落への鳥獣の侵入も防ぐことや、野生鳥獣の移動経路や地形を考慮して、被害防止に効果的な場所での柵整備に努めてください。

3 最適土地利用総合対策の活用

将来の営農継続が見込まれず、適切な柵の維持管理の見通しが立たない農地については、最適土地利用総合事業（農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策の最適土地利用総合事業をいう。）も活用しつつ、粗放的管理を行っていくことを検討してください。

鳥獣被害防止対策チェックシートの記載に係る留意事項について

1. 基本的な考え方

鳥獣被害防止対策においては、有害捕獲、被害防除及び生息環境管理の3つの対策を総合的に実施することで、農作物被害への軽減に高い効果が得られるところですが、執行調査において3つの対策について被害減少に効果的な対策が実施されていない協議会が確認されたとの指摘がありました。

都道府県におかれましては、これまでも鳥獣被害防止対策の推進にご努力いただいているところですが、鳥獣対策アドバイザー等の専門家等も活用しつつ、協議会に対する研修や講習会、現地指導等により、①生息環境管理の取組の実施、②適切な侵入防止柵の整備・維持管理、③効果的な有害鳥獣の捕獲について協議会の理解を深める等、一層の取組の推進をお願いします。

なお、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）の適切な執行のために鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）において提出を求めることとした鳥獣被害防止対策のチェックシートについては、下記2～4を踏まえて適切に記載してください。

2. 生息環境管理の取組の実施について

鳥獣被害防止対策においては、①鳥獣に対する「無意識の餌付け」を防止するため農作物残さ及び放任果樹の撤去、②鳥獣に集落や農地を「安全」と認識させないため緩衝帯の整備や雑木林の刈り払いなど生息環境管理の取組を地域の実情にあわせて行うことが重要です。

このため、都道府県におかれましては、次により、生息環境管理の重要性について農家や地域住民等の理解を深め、より一層の取組を推進するよう協議会への指導をお願いします。

なお、生息環境管理においては、日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金）や特別交付税措置の活用も可能であるため、取組の推進をお願いします。

（1）生息環境管理の取組に関わる現状の把握（実施要領別記1の別紙2「鳥獣被害防止対策のチェックシート（鳥獣被害防止総合支援事業）」（以下「総合支援チェックシート」という。）の（1）の①関係）

鳥獣を引き寄せる要因として、農作物残さ等のほか、耕作放棄地や、空き家の庭木（柿の木等）、ゴミ置き場など対象範囲が広いことから、まずは、市町村担当者が、こういった要因があるか現状把握に努めてください。現状把握に当たっては、関係機関や関係部局からの情報収集や連携など、合理的な対応を検討してください。

なお、対象範囲は、市町村全域が基本ですが、地形や鳥獣の出没状況等を踏まえ、

重点的に把握すべきエリアを絞り込むなど、協議会の判断によるものとします。把握した情報は市町村が集約し、別表１の（１）を参照して、農家への巡回指導・助言や地域住民への周知等を実施する際に活用するほか、空き家対策や所有者不明農地対策、河川管理者への働きかけ等必要な対応や働きかけを検討してください。

（２）農家への指導・助言（総合支援チェックシートの（１）の②関係）

農家への指導・助言を実施する際には、必要に応じて県普及指導員や JA 営農指導員等の協力を得て、別表１の（２）を参照して農家への巡回指導・助言、農家向け広報による周知等を行ってください。また、耕作放棄地については、鳥獣の潜み場とならないよう、農地利用部局と情報交換するなどして、その活用が進むように連携をお願いします。

生息環境管理の指導等は、取組の内容や鳥獣の出没が多発する時期、営農暦、天候など地域の実情を踏まえた時期、頻度で行うようにしてください。

（３）地域住民への周知（総合支援チェックシートの（１）の③関係）

地域住民等への周知を実施する際には、必要に応じて生活環境部局等の協力を得て、別表１の（３）を参照して地域住民向け広報等により周知を行ってください。

生息環境管理は継続した取組が必要であり、取組内容や地域の実情を踏まえた時期、頻度で周知を行うようにしてください。

3. 適切な侵入防止柵の整備・維持管理について

侵入防止柵について、侵入防止効果を長期にわたって発揮させるためには、適切な整備と維持管理が不可欠であり、実施要領別記１の第５においても、事業実施主体は、「本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理」することとされています。

このため、都道府県におかれましては、本交付金により導入しようとする、又は、導入された柵について、次により、適切な整備と維持管理が行われるよう、協議会への指導をお願いします。

なお、柵の維持管理については、日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金）や特別交付税措置の活用も可能であるため、取組の推進をお願いします。

（１）体制の構築（総合支援チェックシートの（２）の①関係）

設置した柵を適切に維持管理していけるよう、将来にわたり設置した柵を誰がどのように管理していくのか、柵の整備前から、ルールづくりを含め管理の体制を構築してください。

その際、集落を囲うような広域的な柵（以下「広域柵」という。）については、管理の負担が大きくなる一方、地域ぐるみで集落を守ることにもなることから、農家以外の地域住民の協力を得て管理を行うことを検討してください。

維持管理のために、関係する農家等の全員が一堂に会して見回りを実施することは必須ではありません。集落において、見回りする範囲や時期を農家ごとに分担を定め

て実施するなど、地域で持続可能な体制となるようにしてください。ただし、その場合であっても、協議会は、農家による点検等の実施状況を把握する必要があります。

(2) 事業実施計画の策定（総合支援チェックシートの（2）の②関係）

被害防止計画に記載された「侵入防止柵の整備計画」を具体化し、柵の整備に係る当該年度の事業実施計画を策定してください。その際、実施要領別記1の別表4に定める事項を留意するほか、効率的・効果的な整備となるよう、別表2に留意してください。

事業実施計画の策定に当たっては、農作物被害の痕跡や暗視カメラの映像等による対象獣種の特特定を行ったうえで、GIS等で既存柵の位置や被害状況、鳥獣の侵入の痕跡（獣道や柵の破損箇所など）等の可視化を検討してください。また、ほ場ごとに柵を設置する場合、維持管理も個人ごとに完結するので良いという考えもありますが、一部の農家が柵を張れば、柵を張っていない別の農家のほ場に被害が出るといったこともあり、近隣農家や住民と連携して集落ぐるみで鳥獣被害に負けない地域づくりを行う視点が重要です。このため、資材やルート選び、営農計画、管理体制など地域の将来像を見据え話し合った上で計画を策定することを検討してください。

(3) 資材の調達（総合支援チェックシートの（2）の③関係）

柵の資材については、柵の種類ごとに、実施要領別記1の別表2の1.（1）の注1から注5に定める事項を遵守する必要があります。具体的な内容については別表3を参照しつつ、必要な事項について、入札条件や仕様書に盛り込んでください。

なお、施工の注意点を記載した施工マニュアルの添付や現地での整備指導等を事業者を求めることも効果的であり、必要に応じ入札条件等に盛り込んでください。ただし、その場合であっても、事業者任せにするのではなく、その後は農家や地域住民等だけで設置・維持管理することも念頭に、技術の習得を図ることが重要です。

(4) 正しい方法での施工及び確認（総合支援チェックシートの（2）の④関係）

柵の整備において、「正しい方法」とは、整備しようとする柵のもつ侵入防止効果がきちんと発揮され、さらに、適切な維持管理によりその効果が継続する方法です。具体的には、別表4を参照しながら施工する又は施工状況の確認を行ってください。その際、専門家等からの指導やマニュアル等を参照することも検討してください。ワイヤーメッシュ柵の表裏を間違えるなど不適切な施工が行われないよう、適宜確認しながら施工してください。

施工後の整備状況を確認する方法としては、「正しい方法」を理解した複数の職員等による現地確認が確実ですが、それが困難な場合には、施工時に、施工した事業者や農業者等に写真撮影を依頼し提供を受けるなど工夫して実施してください。

このほか、請負施行の場合は、適切に工事の指導監督及び検査を行い、受注者による工事が正しい方法による施工か確認してください。

(5) 定期的な見回り（総合支援チェックシートの（2）の⑤関係）

これまでに設置した柵が良好な状態にあるか確認するため、別表5を参照しながら、定期的な見回りを行ってください。その際、特に広域柵の場合は、毎日、柵の見回りをして、補修作業を行うことは容易ではないことから、センサーカメラの設置や鳥獣の出没情報の集約等により被害が発生しやすい時期を把握し、その前や農閑期などに集中的に柵の見回りと補修や補強を行うことや、鳥獣被害が増加している箇所や柵の隙間から鳥獣の侵入が確認されたことのある箇所を重点的に見回るなど、持続性のある方策とすることが重要です。また、見回りの結果、破損等を確認した場合には、速やかに修繕するか、それが困難な場合には応急処置を実施した上で、補修予定時期等を明確にしてください。

見回りを行うに当たっては、集落内での連携や情報共有を図ること等を目的に、柵の維持管理方法（見回り頻度や役割分担を含む。）や修繕時の経費負担などを定めた「集落協定」を、維持管理を行う集落との間で結ぶことも効果的です。その場合でも、規定されたとおりに維持管理や修繕等がされているか、最低でも年1回以上の報告を受けられるようにしてください。

4. 効果的な有害鳥獣の捕獲について

被害防止計画に基づく有害捕獲は、狩猟とは異なり、農作物被害の軽減という目的のために行うものです。被害軽減につながるよう有害鳥獣を効果的に捕獲していくためには、捕獲計画の策定や捕獲実績の把握が不可欠です。

このため、都道府県におかれましては、次により、効果的な有害鳥獣の捕獲が行われるよう、協議会への指導をお願いします。

併せて、特に、シカなど個体数が多く広範囲に移動する獣類に対しては、市町村界を超えた捕獲を行い個体数の減少にもつながるよう、都道府県が行う広域的な捕獲の実施も検討してください。また、捕獲活動に係る点検評価が非常に重要・有効な取組となりますので、そのことを念頭に指導等をお願いします。

なお、有害鳥獣の捕獲活動については、特別交付税措置の活用も可能であるため、取組の推進をお願いします。

（1）持続的な捕獲体制の構築（実施要領別記4の別紙「鳥獣被害防止対策のチェックシート（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）」（以下「緊急捕獲チェックシート」という。）の①関係）

被害防止計画に記載された「対象鳥獣の捕獲体制」を具体化し、別表6を参照しながら当該年度の捕獲体制の確認や捕獲機材等の準備を行うとともに、次年度以降も持続的に捕獲が行えるよう、鳥獣被害対策実施隊の隊員確保を始め、捕獲体制の強化に努めてください。その際、狩猟団体のほか、農業者や団体、地域住民など幅広い関係者の参画が得られるよう、事前に調整を行うことが重要です。

また、捕獲団体等に捕獲活動を委託等する場合であっても、協議会として、捕獲活動の進行管理を適切に行うとともに、必要に応じ、当該団体と捕獲の実施に関して協議、調整を行うなど、任せきりにならないよう留意ください。

（２）効果的な捕獲計画の策定（緊急捕獲チェックシートの②関係）

被害防止計画に記載された「対象鳥獣の捕獲計画」を具体化し、より効果的に被害軽減につながる捕獲が行われるよう、毎年、事業実施計画の作成までに、当該年度の具体的な捕獲計画を策定してください。具体的には、別表 7 を参照するとともに、（４）の点検評価の結果も踏まえ、捕獲従事者等とも協議の上、捕獲方法や捕獲場所等について必要な見直しを行い、効果的な捕獲計画となるよう留意してください。なお、捕獲場所の検討に当たっては、加害個体の進入経路が把握できているかどうか重要です。

また、遠隔捕獲や捕獲通知の機能をもった機器、捕獲確認アプリなど ICT 機器等の活用により、捕獲従事者の負担軽減が期待されることから、その導入についても検討してください。なお、ICT 機器等の導入に合わせて、捕獲効率の高い場所へのわなの移設も検討してください。

（３）捕獲計画に基づく捕獲（緊急捕獲チェックシートの③関係）

捕獲従事者（捕獲団体に捕獲活動を委託する場合等を含む。）に対し、別表 8 を参照して、事前に、関係法令の遵守や捕獲機材の点検等について確認した上で、（２）の捕獲計画に基づく効果的な捕獲活動を実施するよう指導してください。併せて、協議会として、捕獲活動の適切な進捗管理を徹底するとともに、関係部局間（環境部局と農林部局）との連携を強化してください。

その際、本交付金による捕獲活動経費への支援を活用する場合には、適正な執行を図るため、実施要領別記 4 の第 2 の 2 の（２）に基づく捕獲確認書の作成や「尾」などの証拠物の回収など、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等における捕獲確認マニュアル」に基づく確認等を徹底してください。

（４）捕獲活動の点検評価（緊急捕獲チェックシートの④関係）

捕獲許可の有効期間が終わる時期など毎年度決まった時期に、当該年度において、捕獲計画に沿って効果的な捕獲活動が実施できたか、被害軽減につながったか等について、別表 9 を参照して点検評価を行ってください。

そのためには、農家や捕獲従事者等の協力を得て、被害を受けたほ場や捕獲場所等の情報を把握することが重要です。このほか、都道府県等で対象獣類の生息域の情報等を保有していれば、それを活用することも有効です。

捕獲場所については、捕獲確認書に、住所、メッシュ番号又は GPS データ等を記載することとされていますが、これらの情報を集約して、点検評価に効果的に活用できるよう、正確に記載するとともに、できるだけ詳細な情報とすることが望まれます。ICT 機器等を活用することで、一部の機器では、GPS 情報を記録することもでき、市町村担当者にとって、確認書作成の省力化のみならず、情報の集約作業の効率化、GIS 等での可視化を通じた点検評価がしやすくなると期待されることから、その導入についても検討してください。

(別表 1)

生息環境管理の取組に当たっての留意事項

【(1) 現状把握】

- ☐ 鳥獣を引き寄せるこういった要因があるか現状把握に努めること。
- ☐ 特に重点的に把握すべきエリアにおいて、集落内を流れる河川周辺では、河川敷の藪など潜み場がないか確認すること。確認された場合には、河川管理者等への働きかけ等により、除去に向けた対策を検討すること。
- ☐ 特に重点的に把握すべきエリアにおいて、所有者不明の耕作放棄地がないか確認すること。確認された場合には、関係部局と連携し、所有者不明農地制度の積極的な活用を検討すること。
- ☐ 特に重点的に把握すべきエリアにおいて、柿の木等が放置されている空き家や空き地がないか確認すること。確認された場合には、関係部局と連携し、実の撤去や伐採等を検討すること。

【(2) 農家への指導・助言】

- ☐ 生ゴミや農作物残さ、放任果樹等を農地や山際に放置しないよう周知すること。
- ☐ 竹林を適切に管理し、タケノコを未収穫としないよう周知すること。
- ☐ 緩衝帯の設置や雑木林、耕作放棄地の刈り払いを行うよう周知すること。
- ☐ 水稻の収穫後は、秋耕や石灰窒素の施用、冬期湛水田によるヒコバエ対策の実施を検討するよう周知すること。
- ☐ 無人直売所などでは、ネットをかけたりロッカーを使用したりするなど、被害を及ぼす野生鳥獣を引き寄せないような対策を講ずるよう周知すること。
- ☐ 家畜伝染病等に留意のうえ、家畜放牧などによる省力的な草地管理を検討するよう周知すること。

【(3) 地域住民への周知】

- ☐ ゴミ置き場では、ゴミ出しマナーを徹底するよう周知すること（ゴミ出し日時・場所、ゴミ袋の口を結ぶ、ネット等をかける等）。
- ☐ ペットの小屋まわり等では、エサを放置しないよう周知すること（後片付け）。
- ☐ 家庭菜園では、ネットをかけるなどの防護対策や、収穫残さを放置しないよう周知すること。
- ☐ 庭の柿の木等について、実を放置しないよう周知すること（収穫が困難な場合は伐採を含め検討するよう周知すること）。
- ☐ お墓のお供え物は持ち帰るよう周知すること。

(別表 2)

柵整備に係る事業実施計画の策定に当たっての留意事項

- 受益戸数が3戸以上であること（経営規模、地理的状况等の地域の実情から判断し、3戸未満であっても対策が必要であり、地方農政局長等と協議の上、認められた場合を除く）。
- 施設の耐用年数が5年以上（金属製：14年以上、木製：5年以上、それ以外：8年以上）であること。
- 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること（投資効率が1.0以上）。また、費用対効果分析において、整備施設の耐用年数の期間中営農が継続され、毎年被害防止効果が発揮され続けること。
- 侵入防止柵の単価（税抜き）は上限単価の範囲内であり、各種侵入防止柵の規格の要件（実施要領別記1の別表2の1.（1）の注1から注5）を満たしていること。なお、地域の実情により上限単価を超える場合は特認協議を実施すること。
- 被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲わな等の施設を一体的に整備すること。
- 野生鳥獣を引き付ける農作物残さを放置しないことやほ場環境を維持すること等、鳥獣被害の発生要因を減らす生息環境管理を実施すること。
- 再編整備を実施する場合には、新規整備を実施する場合より安価であること。
- 隣接地の地形等を考慮し、対象獣種の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とすること。なお、設置位置の検討の際には、災害による流失等の恐れがないか等に留意すること。
- 対象獣種や被害状況にあわせた柵の種類、設置場所を検討すること。
- 野生鳥獣の生息域拡大や周辺環境の変化、地形等を踏まえ、近隣の集落や市町村との連携・調整を図った上で、ほ場ごとに囲うのではなく、一定のまとまりの単位で広域的に囲うなど効率的・効果的な整備計画を検討すること。
- 原則、柵（門扉含む）で囲いきるよう検討すること。道路や水路を横断する場合には、グレーチングや水路専用の柵の設置等を組み合わせた整備を検討すること。
- 地域計画に位置付けられた又は位置付けられる予定の農地が侵入防止柵の整備計画（受益地区）に含まれるよう検討すること。地域計画に位置付けられている又は位置付けられる予定の農地を含まない計画となる場合は、耐用年数期間中、確実に柵の管理がなされ毎年効果発現するか確認することを前提とした維持管理体制の構築を検討すること。

(別表 3)

資材の調達に当たっての留意事項（入札条件や仕様書の記載例）

以下に記載例を示すので、実施要領別記 1 の別表 2 の 1. (1) の注 1 から注 5 に定める事項のほか、対象獣類や地理的条件等に応じて、必要な条件や仕様を明示すること。

【資材要件等の記載例】

（電気柵）

本体：電源は、装置に適した電源（AC100V、乾電池、バッテリー等）で動作するものであること。

作動ランプにより、正常に作動しているか表示すること。

ソーラータイプの本器では過充電防止及び過放電防止の機能が付いていること。

（金網柵、ワイヤーメッシュ柵）

線径：φ●mm 以上とする。ただし、引張強度●N/mm² 以上、溶接強度●N/mm² 以上を満たす製品であれば、φ●mm 未満の線を使用したものでも構わない。

材質：JIS 規格に準拠するものとする。

高さ：2,000mm（シカ用）

防錆仕様：亜鉛メッキ（JIS 規格に準拠する）とする。ただし、同等の防錆性能のある加工や塗装がなされている製品であれば、亜鉛メッキ以外の防錆仕様でも構わない。

地際補強：くぐり抜けを防止するため、地際補強を実施するものとする。

（グレーチング（道路横断箇所））

種類：スチール製または樹脂製で、偶蹄目が歩行困難で侵入防止効果が認められる形状であること。

寸法：幅 3.0m、奥行き 4.0m

枚数：2 枚

その他：表面の突起によるスベリ止め機能を有するものとする。

事業実施主体が道路管理者と道路協議を実施するため、必要に応じて協議図面の作成等の対応を行うものとする。

（地際補強）

材質：鉄製又は樹脂製のものとする。

寸法等：φ●mm 以上、L=●mm 以上とする。

その他：返しの付いた形状とする。

●m に 1 箇所設置するものとする。

【事業者を整備指導を求める場合】

- ・ 設置者に対し、施工マニュアルを示したうえで、現地にて計●回以上施工指導及び助言を行うこと。
- ・ 設置方法については、説明会を開催するものとしているので、その際に同席の上、説明を行うこと。

【事業者へ施工マニュアルの提出を求める場合（設置者への指導は事業実施主体が対応）】

設置者へ提示するため、設置方法や注意点等が整理された施工マニュアルを提出すること。なお、提出方法等（部数や紙媒体か電子媒体かなど）については、事業実施主体と協議の上、決定するものとする。

(別表 4)

正しい方法での施工及び確認に当たっての留意事項

【柵の施工】

(共通)

- ☐ 対象獣類が飛び越えられない十分な高さ又は構造とすること。

(電気柵)

- ☐ 支柱が倒れたり、さく線に弛みが生じたりしていないこと。
- ☐ 支柱間隔が 4m 以下であること。
- ☐ 原則、ガイシが対象獣類の侵入方向に向いていること。
- ☐ 最下段と地面との間の柵線間隔、柵の高さと柵線の段数が対象獣類に応じたものになっていること。
- ☐ 通電性の悪い舗装道から一定距離以上離れていること。
- ☐ アースは全体をしっかりと打ち込むなどにより、十分な接地機能を有すること。また、必要に応じて増設を検討すること。
- ☐ 金属製の柵との複合柵の場合、金属製の柵と接触していないこと。

(金網柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵共通)

- ☐ 下部に空間が空いていないこと。
- ☐ 地際対策ができていないこと。

(金網柵)

- ☐ ゆがみやたわみ、傾き等が生じていないこと。
- ☐ 弛みなどが生じて隙間が生じないように、緊張して張られていること。

(ワイヤーメッシュ柵)

- ☐ ゆがみやたわみ、傾き等が生じていないこと。
- ☐ 隣り合う柵は 1 マスずつ目を重ねること。
- ☐ 柵の表裏（縦のワイヤーが外側（対象獣類の侵入方向側））が正しいこと。

(ネット柵)

- ☐ 倒されたり破られたりしないように、緊張せずに張ること。ただし、ネット上端が弛んで低くなっても対象獣類が飛び越えない高さになっていること。
- ☐ 網み目の目合いが 10cm 以下であること。

【施工確認】

- ☐ 原則、全線を現地確認すること。
- ☐ 全線における現地確認が困難な場合には、施工状況や出来形（柵の延長や高さ）などについて撮影した写真による確認の併用も検討すること。

(別表 5)

定期的な見回りに当たっての留意事項

【見回りのポイント】

(共通)

- ☐ 侵入防止柵の外側に作物がはみ出していないこと。
- ☐ 倒木等による破損や断線、土砂流出等による隙間等が生じていないこと。

(電気柵)

- ☐ 支柱が倒れたり、さく線に弛みが生じたりしていないこと。
- ☐ 対象獣類の侵入の形跡がないこと。
- ☐ さく線の電圧低下が起きていないこと（電圧測定器での計測）。
- ☐ 乾電池やバッテリーが適正な電圧であること。
- ☐ 漏電が生じないように草刈りなどが実施されていること。
- ☐ 24 時間通電していること（作物のない期間に通電しない場合には、電気柵は痛くないという学習をさせないように、撤去を行うこと）。

(金網柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵共通)

- ☐ 下部に空間が空いていないこと。
- ☐ 地際対策ができていないこと。
- ☐ 対象獣類の侵入の形跡がないこと（下部の空間や噛み切られによる穴など）。
- ☐ ツルや草の絡みがないこと。

(金網柵、ワイヤーメッシュ柵)

- ☐ ゆがみやたわみ、傾き、結束線の切断等が生じていないこと。

【その他】

- ☐ 農家が日常的に見回り等を行うことに加え、被害が発生する時期や被害が増加している箇所、柵の隙間からの侵入が確認されたことのある箇所を把握し、重点的に見回る時期や場所を検討した上で、見回りの実施とその結果に基づく補修・補強作業を行うこと。
- ☐ 栽培暦に柵の維持管理を入れ込んだり、地域の寄り合いで被害の発生や対策状況を話し合い共同で見回りをしたりするなど、被害対策の状況を地域内で共有すること。
- ☐ 見回りの省力化のため、遠隔地からの電気柵の電圧監視システムなど ICT 技術の活用や通電性の防草シートの敷設を検討すること。
- ☐ 見回り際には、音の出るものを携帯し自分の存在をアピールすること、クマ類の出没情報に留意し、行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けることなど、クマとの不意の遭遇による人身被害に十分注意すること。

(別表 6)

持続的な捕獲体制の構築に当たっての留意事項

【捕獲体制の確認】

- 捕獲活動の前までに、有害捕獲の対象とする獣種、期間及び場所を確認し、これに必要なとなる、捕獲活動やわなの見回り等に従事できる人員と従事できる場所を把握し、餌付けやわなの設置・管理等の役割分担を含め必要な調整を行うこと。
- 捕獲に係る関係者が定期的に集まるなどして、捕獲実績や被害状況等を踏まえ、必要に応じ、捕獲体制の見直しを行うこと。
- 錯誤捕獲発生時の放獣体制の構築を検討すること。

【捕獲体制の強化に向けた取組】

- 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、実施隊員となっていない狩猟免許所持者に参加を働きかけることや、市町村職員が狩猟免許を取得する等により、隊員確保に努めること。実施隊を設置していない場合にあっては設置を検討すること。
- 実施隊に参加していない捕獲従事者に対し、一斉捕獲や有害鳥獣捕獲など狩猟期以外の捕獲活動への参加を促すなど、捕獲従事者における農林水産業被害防止の意識向上に努めること。
- 捕獲従事者のみでは体制が十分ではない場合には、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域協力活動に意欲のある住民等に対し、狩猟免許取得や、わなの見回り等に従事する（支援する）人員としての参画について働きかけを行うことを検討すること。
- 狩猟免許取得前を含め、捕獲技術や経験年数に対応した段階的な研修の実施や、銃猟とわな猟の複合化（特定の捕獲手法に偏らない捕獲体制や技術の導入）を目指した技術講習の実施を検討すること。
- 電気止め刺し機の導入や集合埋設の実施など、捕獲従事者の負担軽減策を検討、実施すること。

【捕獲機材等の準備】

- 捕獲に活用できる又は追加で調達が必要な捕獲機材の種類や数を把握すること。
- 協議会において、既に導入しているわなの維持管理状況（未設置のわなの有無や破損したわなが放置されている状況になっていないか等）を把握するとともに、未使用となっているわなが存在する場合には、当該未使用わなに関する情報を近隣協議会とも共有し、貸与や譲渡等を検討すること。
- 箱わなを資材調達する際には、実施要領別記 1 の別表 2 の 2.（1）の注 2 により導入するものとし、別表 3 に準じて、必要な事項を仕様書等に盛り込むこと。

(別表 7)

効果的な捕獲計画の策定に当たっての留意事項

- 対象獣類や被害状況、侵入防止柵の整備状況等にあわせて、捕獲機材の種類や捕獲場所、捕獲期間、捕獲方法、捕獲計画数等を選定・検討し、捕獲計画を策定すること。前年度の計画を改定するに当たっては、別表 9 による点検評価の結果に加え、直近の目撃情報・被害情報等を踏まえ、計画の見直しを行うこと。
- 効果的な捕獲計画とするため、雌雄別、成獣・幼獣別の捕獲個体の優先順位や重点的に捕獲すべきエリア、誘引方法などについて、専門家の助言を受けることや、最新の知見の収集等を行い、計画に盛り込むよう検討すること。
- 導入した捕獲方法で対象鳥獣が 1 頭も捕獲できていないわなが複数ある場合等については、適時、専門家の指導を仰ぎ、わなの設置場所や捕獲方法を変更するなど、期中であっても必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- 従来の捕獲方法で捕獲実績が低調な場合には、以下のような捕獲方法等の実施を検討すること。
 - ・ 自動通報システムの導入による適切なわな管理（見回りの徹底と効率化）
 - ・ センサーカメラ等の導入による加害種の特定や個体数の確認
 - ・ 越冬地への囲いわなの導入
 - ・ 鳥獣保護区での有害鳥獣捕獲の実施（箱わな、囲いわなの設置など）
 - ・ 従来誘引狙撃法（シャープシューティングやモバイルカリング）等の捕獲手法の導入
 - ・ 捕獲が進んでいなかった国有地等での一斉捕獲の実施
 - ・ 平場の多い地域や銃器使用が制限されている地域での銃猟からわな猟への移行

(別表 8)

捕獲計画に基づく捕獲に当たっての留意事項

【法令順守等】

- 安全な捕獲活動の実施や生態系の保全等のため、次の関係法令を遵守すること。
 - ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（無許可捕獲、許可証の不携帯、危険猟法、夜間銃猟、住居集合地域等での銃猟及び鳥獣の放置等の禁止など）
 - ・ 銃砲刀剣類所持等取締法（無許可の猟銃の所持・使用）
 - ・ 外来生物法（無許可での生きたままの運搬、保管（アライグマ、ヌートリア等））
 - ・ 電波法（技術基準に適合しない無線機の使用など）
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（捕獲個体、解体残さの投棄）
 - ・ 食品衛生法（解体した肉の無許可販売）
- 安全性を考慮した猟法の検討及び捕獲活動のルールを設定し、事故発生防止のための安全管理研修を定期的実施する体制づくりに努めること。また、事故発生に備え、保険加入等の措置を講じること。

【捕獲機材等の使用】

- 箱わなを設置する際には以下を確認・留意すること。
 - ・ 許可捕獲が可能な期間であるか
 - ・ 周辺に新しい足跡があるか
 - ・ 人家や交通量の多い道路から離れており、人の出入りが少なく目につきにくい場所か
 - ・ 平坦な場所にぐらつかないように設置しているか
 - ・ 蹴り糸の高さや硬さを適切に設定したか
 - ・ 十分な強度のストッパーや安全装置があるか
 - ・ 箱わなの周辺に餌となるものがないか
 - ・ 標識や看板は設置したか
- くくりわなを設置する際には以下を確認・留意すること。
 - ・ 許可捕獲が可能な期間であるか
 - ・ 締付け防止金具・よりもどしが装着されているか
 - ・ ワイヤの太さが 4mm 以上であるか
 - ・ 周辺に新しい足跡があるか
 - ・ 細くて利用頻度の高い獣道に設置しているか
 - ・ 平坦で、見通しの良い場所か
 - ・ 近くに丈夫な根付けがとれるか
 - ・ 足を着く位置がわなの中心にくるようにしているか
 - ・ わなやワイヤーは見えないように隠してあるか
 - ・ わなの覆いは適切か（動きを妨げる石や枝が上に乗っていないか）

- ・ 標識や看板は設置したか
- 猟銃を使用する際には、以下に確認・留意すること。
 - ・ 所持許可を受けた猟銃であるか
 - ・ 点検整備された猟銃であるか
 - ・ 許可捕獲が可能な期間であるか
 - ・ 適切に保管や運搬をしているか
 - ・ 猟銃の使用や鳥獣捕獲等が制限された場所でないか
 - ・ 射撃時の危害防止注意義務を行っているか

【共通の取組】

- 設置したわなについて、適切な維持管理（見回りの徹底、誘引えさの状態の確認、捕獲個体の早期発見、わなの損傷の有無や動作確認の実施）を行うこと。
- 捕獲月日、場所、捕獲頭数等について、受け付けた捕獲確認書や捕獲従事者からの聞き取りによって、把握に努めること。

(別表 9)

捕獲活動の点検評価に当たっての留意事項

【点検評価に当たっての情報収集等】

- 効果的な捕獲活動が実施できているか判断するため、野生鳥獣の行動（時期や経路）、鳥獣被害を受けたほ場の場所や被害状況、対象獣類の捕獲実績（捕獲場所や捕獲数、捕獲時期、性年齢）などの情報を収集すること。
- 正確・詳細な情報収集となるよう、ICT 機器等の導入を検討するとともに、収集・蓄積した情報を効果的に活用できるよう、捕獲時期・場所等の地図化・可視化等に向けた検討を行うこと。
- 詳細な捕獲実績等の情報収集や効果的な活用に向けた検討が困難な場合には、関係者が公民館などに集まり話し合いを行うものとし、捕獲実績のない箱わなの移動を検討するなど、効果的な有害鳥獣の捕獲活動に努めること。
- 捕獲活動に係る課題や必要な対策を把握するため、捕獲従事者への聞き取りだけでなく、アンケートの実施も検討すること。

【捕獲活動の点検評価】

- 捕獲計画に基づく捕獲活動が実施できたか確認すること。
- 捕獲計画に基づく捕獲活動が実施できた場合には、必要に応じて専門家の助言を受けるなどにより、対象獣類の生息密度の減少や農作物被害の軽減に寄与したか確認すること。なお、農作物被害の軽減等に寄与しなかった場合には、その要因分析（捕獲場所や捕獲計画数の選定・検討が適切でなかった等）を行うこと。
- 捕獲計画に基づく捕獲活動が実施できなかった場合には、捕獲従事者への聞き取りとともに、必要に応じて専門家の助言を受けるなどにより、その要因分析（捕獲機材や捕獲方法、捕獲場所の選定が適切でなかった等）を行うこと。

【その他】

- 錯誤捕獲の発生回避や錯誤捕獲発生時の放獣体制による適切な対応ができたか確認すること。